

権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 飽戸 弘

申立人 A
被申立人 テレビ山口株式会社

・申立てに至る経緯

2003年4月の統一地方選挙を前にした3月25日、テレビ山口株式会社(以下、「テレビ山口」または「被申立人」という)は、午後6時19分から6時51分までの「TYS夕やけニュース21」の中で「統一地方選ミニ知識」として企画した14本シリーズのうちの1本「県議選なんでも一番」を放送した。

内容は、最年少当選者、最多得票者など過去の県議選データから拾い上げた「一番」を紹介するもので、最後に「また補欠選挙も含めて県議選への立候補の回数が最も多いのはAさんで、71年から合わせて12回出馬していますがいずれも当選に至っていません」というコメントとともにA氏の顔写真を出し、一行目に「立候補回数最多12回」、二行目に「A氏(下関市区)」、三行目に「いずれも落選」のスーパーを付けた。

この放送に対して、申立人である下関市在住のA氏(以下、「A氏」または「申立人」という)は、放送当日テレビ山口に対して「選挙妨害である。改めて放送で名誉を回復してほしい」旨の抗議と救済措置を電話で要請した。

テレビ山口では、社内協議の上「事実関係は間違っていないので訂正放送は出来ない」と電話で回答した。

しかし、申立人はこの説明に納得せず、3月26日テレビ山口に対して「選挙違反行為である」との文書をFAX送信するとともに、山口地方法務局人権擁護課に対しても人権侵害・名誉毀損で訴えた。また、5月16日に「選挙の自由と公正・平等が阻害され人権が侵害された」とする文書をテレビ山口に送り回答を求めた。

テレビ山口は6月11日、報道制作局長名で「山口地方法務局人権擁護課から人権侵害・名誉毀損には該当しない旨の判断をもらっており、当社には法的責任はないと

考えている」旨の文書を申立人に郵送した。

この後、8月1日付けで申立人は、放送と人権等権利に関する委員会（BRC）に対し「告示前の大切な時に、真実を曲げ嘘の番組を作り報道されたことで名誉を毀損され、人権を侵害された。また、意に反した悪いイメージの写真を無断で使われ肖像権を侵害された」などと申立てたものである。

．申立人の申立て要旨

1 ．「落選」の報道について

申立人は過去12回、事前運動をせず最低費用の理想を掲げて実行してきたが、全て法定得票数を上回る得票を得ており、欠員が出た場合の繰り上げ当選資格者であるので落選ではない。真実を曲げた虚偽の報道である。

2 ．肖像権の侵害について

選挙用の写真は、下関市役所で各社が撮影した時、テレビ山口も写真とビデオを撮っている。しかし、後日自宅に来て、さまざまな理由をつけて建物の外壁をバックに撮影された。悪いイメージの粗末な写真であり、CG処理も申立人のイメージを落とすためと考えられる。しかも、胸元に「いずれも落選」という文字を鮮明につけて放送された。これは肖像権の侵害である。

3 ．名誉毀損・人権侵害について

テレビ山口は放送の視聴者へ与える効果を熟知しているのに、告示の直前に、番組の最後で申立人を取り上げて顔写真と氏名を表示、「12回出馬していますが、いずれも当選に至っていません」とアナウンスし、「いずれも落選」とスーパー表示して視覚と聴覚へ二重に訴えかけ、落選というマイナスの印象をことさらに視聴者へ残す放送をした。これは申立人の社会的評価を下げるものであって、名誉毀損・人権侵害である。

4 ．選挙の公正・公平の侵害について

告示前の大切な時期に、他の紹介者については肯定的な内容を流し、申立人については「落選12回候補者のA」の烙印を押してマイナスイメージを印象づけ、何度入れても当選しない、投票しても役立ちそうにないという心情へ有権者を誘導するものであったから、選挙の公正・公平を侵害した。そのため、今回苦しい選挙となった。

・被申立人の答弁要旨

1. 「落選」の報道について

12回連続立候補、12回連続当選に至っていない事実に基づいた内容の放送で、番組内容に虚偽は一切ない。

2. 肖像権の侵害について

市役所での写真撮影は、当日写真担当者が不在で行えなかった。そこで、後日「選挙用の写真を撮影させてほしい」と申し入れ自宅を訪問した。室内に通されたが、選挙用の写真はバックが無地であることが条件であるため、屋外の壁をバックに撮影することにし、申立人の了解の上で撮影した。「選挙用の写真」として撮影しており、本件選挙関連番組に使用することは当然許容される。写真は誰が見ても粗末なものではなく、CG処理は、背景の色を他の候補と統一するための処理である。肖像権の侵害には該当しないと考える。

3. 名誉毀損・人権侵害について

申立人についての部分は2分20秒の内最後の15秒間で、「補欠選挙も含めて県議選への立候補の回数が最も多いのはAさんで、71年からあわせて12回出馬していますが、いずれも当選にいたっていません」とアナウンスコメントした。

画面は申立人の顔写真で最多立候補を紹介し、最後の3秒間で「いずれも落選」とスーパー表示した。これは、立候補してその結果はどうだったのかという疑問が視聴者に残らないように結果も放送したものである。

申立人はポスターや「公選八ガキ」でも過去12回いずれも当選に至っていない経歴を書き入れており、その内容は一般人をして連続落選を容易に認識させるものであり、申立人が落選の事実を隠すことを望んでいるとは思えない。

また、山口地方法務局人権擁護課から「今回の報道は名誉侵害や人権を侵したとまでは言えず、人権侵害には非該当」との見解をもらっており、法的な責任はないと考える。

4. 選挙の公正・公平の侵害について

統一地方選への有権者の関心を高めてもらうためのシリーズ企画番組として、各記録を紹介し、その中で最多立候補者を紹介することは、山口県における統一地方選挙の基本知識として有意義であり、公益性のあるものである。また、報道内容のバランスとしても適切であったと認識している。

・委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の放送録画を視聴し審理した。また、被申立人から意見を聴取した。(申立人は意見聴取を辞退)

1．放送の目的と内容について

テレビ山口は、2003年4月13日の統一地方選挙に向けて有権者の選挙への関心を高める目的で、同年3月10日から28日まで計14回に及ぶ企画ニュース「統一地方選ミニ知識」を放送した。

本番組は同年3月25日に「県議選なんでも一番」として放送されたが、これまでの県議会議員選挙での最年少当選者、最年長当選者、最多得票者等を紹介し、最後に最多立候補者として申立人を紹介したものである。放送日は告示の10日前であった。

放送内容は、「補欠選挙も含めて県議選への立候補の回数が最も多いのはAさんで、71年からあわせて12回出馬していますが、いずれも当選には至っていません」とアナウンスコメントがされ、画面には、同人の顔写真とその上にスーパーで上段に「立候補回数最多12回」、中段に「A氏(下関市区)」とし、下段に青色の矢印を付して「いずれも落選」と表示したことが認められる。

2．「落選」の報道について

申立人は、これまでのいずれの選挙でも法定得票数以上の得票数を有する者であり、当選人が一定の事由で欠けた場合には「繰上補充」により当選人となる有資格者であるから、「落選」は虚偽報道(誤報)であると主張する。

しかし、「落選」とは「選挙に落ちること」(『広辞苑』)であり、「落選」という言葉は一般に広く使用され社会通念として定着している。

したがって、申立人はこれまでいずれも当選に至らなかったのは事実であるから、「いずれも落選」と報道したことは誤報とは言えない。

3．肖像権の侵害について

申立人は、自己の意に反した悪いイメージの顔写真を、しかも胸元に「落選」の文字を入れて承諾なく画像として放送したのは肖像権の侵害だと主張する。

しかし、放送で使用した申立人の顔写真は、選挙報道用として同人が承知のうえで撮影したものであって、故意に加工したことも、特に不出来な写真とも認められない。

また、申立人は県議選の立候補予定者として同写真が選挙に関連する放送に使用されることを予め承諾していたものと認められるから、本番組で同写真を使用したこと

は肖像権の侵害には当たらない。

さらに、放送に際し、写真の下段に「いずれも落選」のスーパーを入れたが、申立人は多数回立候補していずれも当選に至らなかったのは事実であるから、顔写真に同文言を入れて放送したことをもって不当とは言えず、肖像権の侵害とは認められない。

なお、自己の肖像に対する権利は、個人情報に対する自己情報コントロール権としても保障されると考えられるから、原則としては、事前に使用目的をできる限り特定して説明することが望ましい。

4．名誉毀損・人権侵害について

申立人は、選挙直前に「12回出馬しているが、いずれも落選」と報道したことは、名誉毀損であり、人権を侵害したと主張する。

言うまでもなく、選挙は民主主義を支える最も重要な制度である。それゆえ、主権者である有権者が適切に判断するために役立つ必要・有益な情報は、できる限り幅広く提供されなければならない。そうした観点から、放送メディアに対して選挙に関する報道や評論の自由が保障されている。すなわち、選挙に関する報道には公共性および公益目的が当然に認められ、虚偽の事項を報道したり事実をゆがめることがない限り、原則として報道は自由とされている。

本番組は、県議選の最多立候補者として申立人を紹介したものであるが、画面の下段に青色の矢印を付して「いずれも落選」とスーパーで表示し、落選を強調する構成になっている。そのため、他の登場者はいずれもプラスのイメージで扱われているが、申立人についてはマイナスイメージを一般視聴者に印象づけるものと認められる。

こうしたことから、本件落選報道はとりたてて有益な情報とは言えず、むしろ興味本位の報道だとする批判もある。しかし、立候補の結果の報道は有権者の関心に応えるものであって、選挙関連報道として行き過ぎているとは言えない。

したがって、「12回出馬」したことも「いずれも落選」したことも事実であるから、名誉毀損・人権侵害には該当しないと考える。

5．選挙の公平の侵害について

申立人は、本番組は告示前の大切な時に有権者に対し落選のイメージを与え、何度入れても当選しない、投票しても役立ちそうにないという心情へ誘導するものであって、選挙の公平を害したと主張する。

確かに本番組は、申立人が連続落選者であるというマイナスイメージを与えるものではあるが、申立人自らポスターや「公選八ガキ」等で過去12回いずれも当選に至っていない経歴を公表しているから、法的な見地からは本番組の放送をもって選挙の公平を害したとまでは言えない。

しかしながら、影響力の大きい放送メディアに対しては、政治的公平が求められており、選挙について各局が自主的に行なう報道・評論などでも、選挙の公正さを害さないよう公平に取り扱うべきものとされている（『民放連・放送基準解説書』）。これにより、立候補予定者の番組出演について、各局は内規を作るなどして告示1か月前までには出演を取りやめるなど公平な取り扱いへの配慮をしている。また、これらの定めは、単に立候補予定者が公平に扱われることだけではなく、受け手である視聴者の立場にも配慮したものと考えられる。しかも、申立人がポスター等でこれまでの各選挙での得票数を公表したのは、被申立人が主張するような落選容認の趣旨ではなく、連続出馬と徹底した公明選挙の実績を伝え、立候補への支援を訴えるためであったと認められる。

ところが、本番組での申立人の扱いは、他の登場者はプラスイメージで取り上げられているのに比べ、申立人については最多出馬というプラスイメージよりも、「12回出馬しいずれも落選」というマイナスイメージを強く印象づけるものであった。また、放送時期も告示の10日前という選挙の直前であった。したがって、立候補予定者の公平な取り扱いについて思慮を欠いただけではなく、負のアナウンス効果を不用意に生み出し、視聴者である有権者に不当に予断を与えた可能性も否定できず、放送倫理上問題があったと判断する。

6．結論と措置

本番組は、選挙への有権者の関心を高める目的で制作されたものであるから、選挙関連報道として放送内容が事実である限り報道の自由が広く保障されている。

しかしながら、影響力の大きい放送メディアに対し、選挙に関する放送倫理として「選挙の公正を害さないよう公平に取り扱う」ことが要請されている。

本番組は、故意ではないとはいえ、他の登場者に比べ申立人についての構成は明らかにマイナスイメージが強く、立候補予定者の公平な取り扱いについて配慮を欠いたと言える。また、本番組の放送は告示の10日前という候補者への関心が集まる時期であったことから、視聴者である有権者に対して不当に予断を与えた可能性もあり、放送倫理上問題があった。なお、この点については別紙のような少数意見がある。

本委員会はテレビ山口に対し、委員会の決定の主旨を放送するとともに、社内に徹底を図り、今後の番組の制作に際しては番組の目的を明確に捉え、公正・公平など放送倫理と人権に一層配慮するよう要望する。

少数意見（１）

１．本番組と人格権侵害

多数意見は、１ないし４において、テレビ山口は、有権者の選挙への関心を高める目的で放送した企画ニュース「統一地方選ミニ知識」の一環として「県議選なんでも一番」の番組内で放送されたこと、放送のテロップで「いずれも落選」と表示したが、落選と報道したことは誤報とはいえないこと、本件放送に際し肖像権および名誉権侵害の事実は認められないこと、５の前半において本番組の放送をもって法的見地からは選挙の公平を害したとはいえないこと、を認定判断している。

以上の認定判断は、基本的に正当であって、私見もこれに同調する。

２．本番組と放送倫理について

しかし、本番組は放送倫理上問題があったとする点について反対意見を述べる。

放送倫理は、民主主義社会における存立基盤たる表現の自由の担い手として放送事業に当たる者が自らの社会的責任を全うするために必要とする放送のあり方の意味に用いられるのが通常である。日本民間放送連盟と日本放送協会は、「各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意」を新たにするため「放送倫理基本綱領」を制定している。この綱領の「適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようにつとめる」、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最前の努力を傾けなければならない」との定めが法的規制領域外の放送のあり方として機能する場合において、どのような映像、ナレーション、フリップ、テロップ等を用いることが求められるかは、各放送局の自主性に委ねられており、第三者機関であるＢＲＣが具体的事案において放送倫理に違反するかどうかを判断する際にも、人格権侵害に当たらず、かつ放送の対象たる事実の真実性が証明されている放送について放送倫理の名において立ち入ることは慎重を要することであり、そうでないと表現の自由が萎縮するおそれなしとしない。

これを本番組についてみると、本番組が人格権侵害に当たらず、かつ放送の対象たる事実の真実であることが証明されている放送であることは、前記１に指摘したとおり、多数意見の認めるところである。

申立人が県会議員選挙に１２回出馬していずれも当選に至らなかったことは社会的事実であり、地方自治の担い手である視聴者にその事実を放送により提供することは、決して放送倫理に反することではない（選挙の予測報道において、過去の落選歴を報道することは屢々行われていることである）。多数意見は、「いずれも落選」というテロップを重要視しているが、本番組は同時に「いずれも当選に至りませんでした」とのナレーションをしており、一般的視聴者は、両者が同義であることは当然に理解し得るところであり、申立人自身本番組前にポスター等によってその事実を掲示してい

るのであるから、そのことから負の効果が生ずるとしても、直ちに放送倫理違反に結びつくことではない（放送倫理として問われるのは申立人の意識ではなく、一般の視聴者にどう受け止められるかである）。

本番組は、統一地方選挙に向けて有権者の選挙の関心を高める目的でなされたものであり、その点には何らの問題も存しない。ただ、具体的な報道対象として、「なんでも一番」に立候補回数を選択することが適切であったかは再検討する必要があるが、参考人であるテレビ山口の担当者は、その点についてあとで振り返って反省するところがあると陳述しているのであるから、今回の問題を一つの教訓としてより放送倫理性の高い報道番組がなされることを期待したい。

（竹田 稔 委員長代行）

少数意見（２）

「山口県議選事前報道」についてＢＲＣは放送倫理上問題があったとしたが、放送倫理上問題はないとする少数意見の立場に立って以下述べる。

放送倫理上問題があったとされるのは次の二点に要約される。

第一点は立候補予定者に対して公平公正な取り扱いをするという点において問題があったとされる。第二点は委員会決定において「不用意」と表現される点で、番組が立候補予定者、有権者、テレビ視聴者（有権者でない場合を含む）などについて与える影響が充分考えられていなかった点である。

第一点については、事実関係から見て特段に不公平があったとは考えられない。

第二点については、番組の与える情報の価値、番組による印象が与えるプラス効果、マイナス効果双方の検討などが不十分であったと判断される。製作意図が充分に考えられていないために申立人からの問題提起を含んだ苦情にも、説明不十分であったのではないかと推察される。

この点において、表現主体としての主体性の弱さを感じざるをえない。しかしながら、これはあくまでも表現をするものとしての姿勢の問題であって放送倫理よりもより広く表現者全体に求められる姿勢である。もちろん放送関係者もこうした表現の主体としての姿勢を求められるものではあるが、それをもってただちに放送倫理上問題があったとはいえない。

（中沢 けい 委員）

・ 審理経過

審理経過は以下の通りである。

年	月	日	審理内容
2003	8	1	申立人の「申立書」受理
	8	5	被申立人に「申立書」送付、「答弁書」と放送ビデオテープを要請
	8	13	被申立人の「答弁書」と放送ビデオテープ受理
	8	19	委員会、審理開始を決定
	8	20	申立人に「答弁書」送付、「反論書」要請
	9	1	申立人の「反論書」受理
	9	1	被申立人に「反論書」送付、「再答弁書」要請
	9	4	申立人の追加資料受理
	9	9	被申立人の「再答弁書」受理
	9	16	委員会審理
	9	24	申立人、被申立人にヒアリング要請状送付
	10	3	第1回起草委員会
	10	21	委員会審理、被申立人のヒアリング実施 申立人はヒアリング辞退
	11	18	委員会審理
	12	1	「委員会決定」了承
	12	12	「委員会決定」通知、公表